# 情報俱楽部

2021年3月

No. 239

#### 編集発行人 税理士 細 見 秀 樹

**〒663-8113** 西宮市甲子園口 2 丁目 9 番 2 号 米田ビル 2 0 3 TEL: 0798 - 66 - 3400 お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

#### \*在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf

## 所 得 税

## ★ 在宅勤務に係る費用負担

- Q. 社員を在宅勤務にした場合、在宅勤務手当はどのような取扱いになりますか?
- A. 社員を在宅勤務にした場合において、在宅勤務に通常必要な費用を実費精算するときは、その支給する金銭は、給与課税されませんが、在宅勤務手当(在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかった場合でも、その金銭を会社に返還する必要がないもの)として金銭を支給するときは、給与となります。

実費精算する方法には、たとえば、次の方法があります。

- ①会社が社員に対して、金銭を仮払いした後、社員が事務用品等を購入し、その領収書等を会社に提出して購入費用を精算する方法
- ②社員が立替払いした後に、その購入費用に係る領収証等を会社に提出してその購入費用を精算する方法

また、業務に使用する事務用品等(パソコン等)については、会社が社員に貸与する場合は給与となりませんが、支給する(事務用品等の所有権が社員に移転する場合)場合は、給与となります。この場合の貸与とは、たとえば、会社が社員にもっぱら業務の用に使用する目的で事務用品等を「支給」という形で配布し、その配布を受けた事務用品等を社員が自由に処分できず、業務に使用しなくなったときは返却を要する場合も「貸与」として取り扱われます。

# ★ 給与課税されない在宅勤務費用

- **Q.** 社員が在宅勤務した場合の通信費や電気代ですが、給与課税されないためには、ど うしたらいいですか?
- **A.** 社員が在宅勤務した場合の通信費や電気代ですが、給与課税されないためには、どうしたらいいですか?

通信費や電気代が給与課税されないためには、社員が負担した家事部分を含めた金額を合理的に計算して、業務に使用した費用だけを精算しなければなりません。

合理的な計算方法には、たとえば次のような方法があります。

①電話の通話料

通話明細書で業務にかかった料金を計算します。業務のために通話を頻繁に使う場合には、以下の算式で計算する方法も認められます。

②電話の基本使用料

業務のために使用した部分を以下の算式のように合理的に計算します。

③インターネット基本使用料やデータ通信料 業務のために使用した部分を以下の算式のように合理的に計算します。

#### 【算式】

業務のために使用した費用=社員が負担した1か月の基本使用料や通信料等× 社員の1か月の在宅勤務日数÷その月の日数×50%

④電気代

電気代は、費用を業務のために使用した床面積で按分する方法などが認められます。

## ★ 医療費控除

- Q. 医療費控除の取扱いが改正になったそうですが、どのようになったのですか?
- A. 医療費控除の適用を受けるには、医療費控除の明細書の添付が必要でしたが、平成 29年分から令和元年分までについては、経過措置として、明細書の添付に代えて医療 費の領収書の添付又は提示によることもできるとされていました。

しかし、経過措置が終了しましたことから、令和2年分からは、医療費控除は医療 費控除の明細書の添付がないと受けられないこととなりました。

医療費控除の明細書には、①医療費通知に記載された事項、②医療費(①以外)の明細、③控除額の計算を記載します。

- ①の医療費通知に記載された事項は、医療保険者から交付を受けた医療費通知(たと えば健康保険組合等が発行する医療費のお知らせなど)を添付すれば明細書に記載 する必要はありません。
- ②の医療費の明細には、医療費の領収書から必要事項を記載します。
- ③の控除額の計算では、医療費控除額を計算します。

なお、明細書に記載した医療費は、確定申告期限の翌日から起算して5年を経過するまでの間は、医療費の領収書を保存しておかなければなりませんので注意しておいてください。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/02/pdf/ref1.pdf https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/irvouhikoujo2.htm

## 法人税

# ★ 新型コロナの影響による赤字店舗に対する減損損失

Q. 新型コロナの影響を受けて赤字になった店舗があります。回復する見込みもないこ

とから減損損失を計上しようと思いますが、税務上はどのように取り扱われますか? **A.** 税務では、法人が有する固定資産について、次に掲げる事実が生じたことによりその固定資産の時価が低下した場合に評価損の計上が認められています。

- ①災害により著しく損傷したこと
- ②1年以上にわたり遊休状態にあること
- ③本来の用途に使用できないため他の用途に使用されたこと
- ④所在する場所の状況が著しく変化したこと
- ⑤①から④までに準ずる特別な事実
- 一方、固定資産の時価の低下が次のような事実に基づく場合は、評価損の計上が認められないこととされています。
  - ①過度の使用又は修理の不十分等によりその固定資産が著しく損耗していること
  - ②その固定資産について償却を行わなかったため償却不足が生じていること
  - ③その固定資産の取得価額がその取得時の事情により同種資産の時価に比して高い こと
  - ④機械装置が製造方法の急速な進歩等により旧式化していること

したがって、新型コロナの影響を受けて赤字になった店舗について評価損を計上することは認められない(※償却費として損金経理した金額となる)ものと思われます。

## 資 産 税

## ★ 結婚支度金

- Q. 結婚するときに親からもらう金品等は、どのような取扱いになりますか?
- A. 生活費に充てられなかった部分は原則、贈与税の対象になります。

子が親から金品を受け取った場合は、原則として贈与税の課税対象になりますが、 扶養義務相互間において、生活費に充てるために贈与を受けた財産のうち通常必要と 認められるもので、必要な都度直接生活費に充てるために贈与を受けた財産について は、贈与税の課税対象となりません。

なお、婚姻に当たって、子が親から婚姻後の生活を営むために、家具、寝具、家電製品等の通常の日常生活を営むのに必要な家具什器等の贈与を受けた場合、又はそれらの購入費用に充てるために金銭の贈与を受け、その全額を家具什器等の購入費用に充てた場合には、贈与税の課税対象になりません。

ただし、贈与を受けた金銭が預貯金になっている場合、株式や家屋の購入費用に充 てられた場合等のように、その生活費(家具什器等の購入費用)に充てられなかった部 分については、贈与税の対象となります。

また、個人から受ける結婚祝等の金品は、社交上の必要によるもので贈与をした者と受けた者との関係に照らして社会通念上相当と認められるものについては贈与税の課税対象になりません。

必要な資金をその都度贈与するのではなく一時に贈与したい場合は下記の一括贈与の信託を活 用することもできます

一括贈与の規定 <u>https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4511.htm</u>